

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター評議員及び役員並びに顧問の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）定款第13条及び第26条並びに第27条第5項の規定に基づき、評議員及び役員並びに顧問（以下「評議員等」という。）の報酬及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(評議員等の報酬)

第2条 評議員等（常勤役員及び顧問を除く。）が評議員会等に出席したときは、報酬を支給する。ただし、評議員等が厚木市の常勤特別職又は一般職職員であるときは、報酬の支給は行わない。

2 前項に定める報酬の額は、年額53万円を超えない範囲とする。

3 常勤役員（以下「常務理事」という。）の報酬の額は、年額440万円を超えない範囲とし、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター常勤役員の報酬及び旅費に関する規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

4 顧問の報酬の額は、年額180万円を超えない範囲として、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター顧問の報酬及び旅費に関する規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(旅費)

第3条 評議員等がセンターの業務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により旅行した場合の旅費の支給については、職員の例による。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。